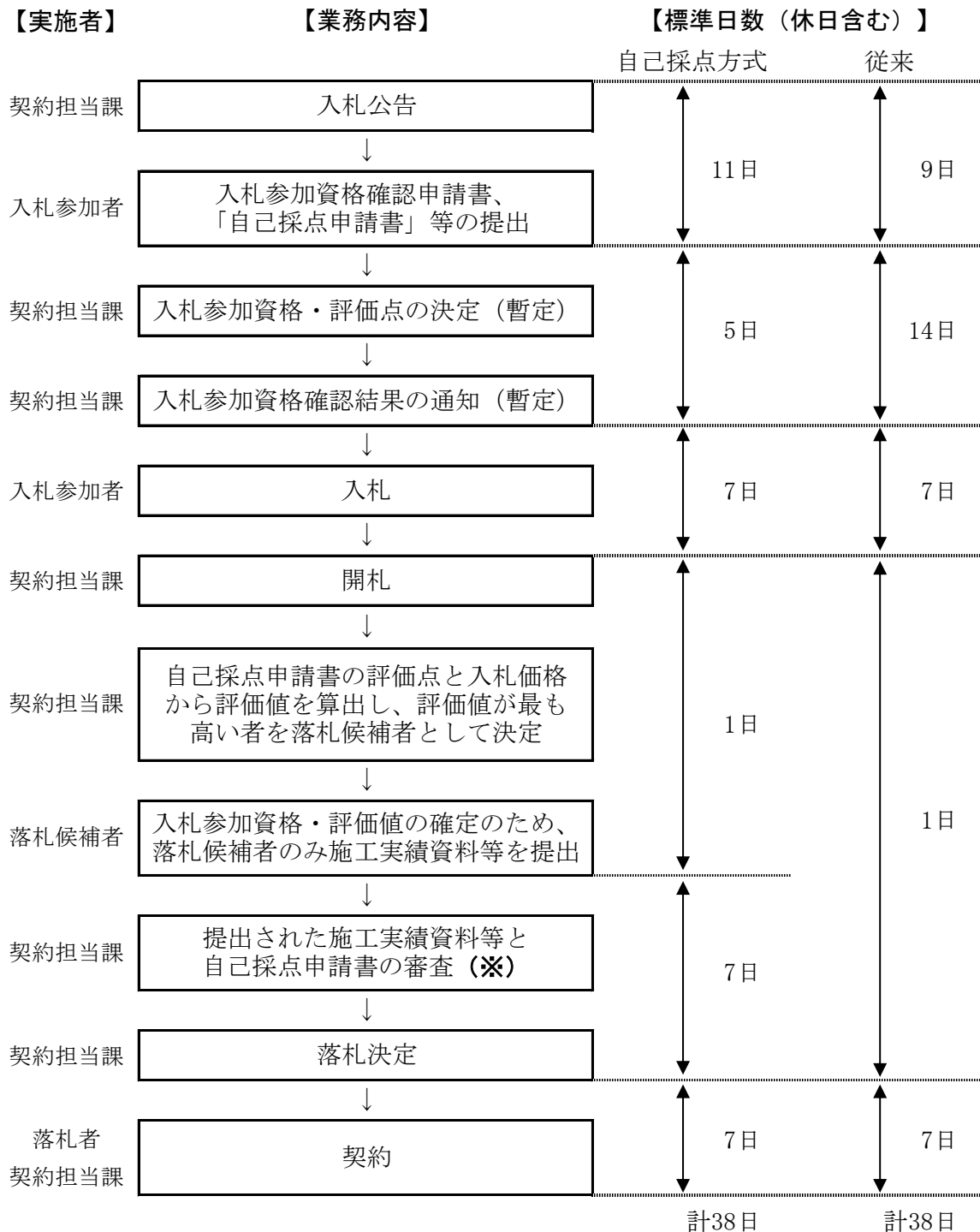


総合評価落札方式入札後審査型における「自己採点方式」業務フロー
 (特別簡易Ⅰ型・Ⅱ型の場合)



（※）契約担当課による審査手順と注意事項

- ・落札候補者のみを審査します。自己採点に誤りがない場合は、落札者となります。
- ・自己採点が過大な場合は、契約担当課が正しい評価点に修正して評価値を算定します。
- ・自己採点が過小な場合は、自己採点を評価点として評価値を算定します。
- ・審査で評価値に変更がある場合、評価値の順位に変更がなければ落札者となりますが、順位に変更がある場合は、次順位者を落札候補者として改めて審査を行います。
- ・評価値が最も高い者に次ぐ者（次順位者）以下は、原則として審査を実施しないため、自己採点申請書に基づき算出された評価値等が入札結果として公表されます。